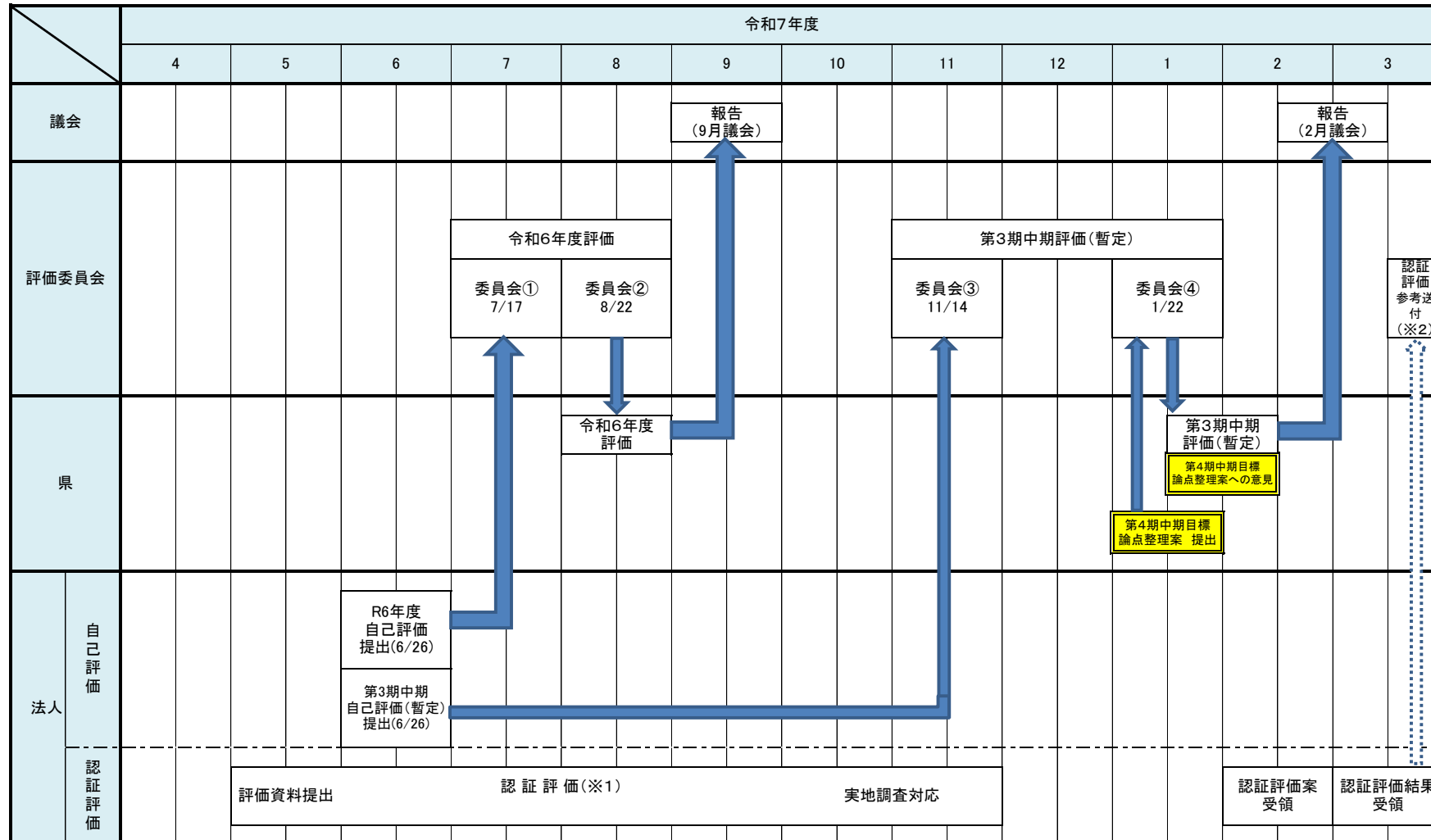


# 令和7年度 評価委員会スケジュール



※1 認証評価:学校教育法により、教育研究等の総合的な状況に関し、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関(認証評価機関)の実施する評価を受けることが義務付けられているもの。(学校教育法第109条第2項)

※2 地方独立行政法人法により、中期期間の暫定評価又は最終評価を行うに当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。参考送付し、最終評価において踏まえることとなる。(地方独立行政法人法第79条)

